

知多市産業立地奨励制度 (概要版)

令和7年7月1日改定

知多市産業立地奨励制度の概要

工場等の立地の促進を図り、知多市の産業の振興と市民生活の安定に寄与するため、工場等を立地される企業に対し、固定資産税・都市計画税相当額の奨励金を交付し、大規模開発事業者に対する公共施設整備支援制度も設けました。

1. 制度の内容

名称	対象	主な要件	奨励内容
工場等新設奨励金	工場等の新設※1	1. 対象区域 工業地域、工業専用地域、又は市街化調整区域（関係法令の許可を得た地域に限る） 2. 対象業種 ① 物品の製造、加工又は修理に係る事業 ② 新エネルギー事業 ③ 物流事業 ④ 研究開発事業 3. 固定資産取得費用※2 5億円以上 4. 敷地面積 5,000 m ² 以上（市内に工場等を有する企業にあっては2,000 m ² 以上）あること 5. 緑地面積 工場立地法の対象とならない工場等については、敷地面積の10%以上の緑地を整備すること 6. その他 高度先端産業立地促進奨励金、愛知県21世紀高度先端産業立地促進補助金の交付を受けていないこと	課税初年度から3年間における各年度の固定資産税・都市計画税相当額（償却資産を除く）※2を、交付（限度額なし） 注：土地は、工場等の建設工事着手日前3年以内に取得したものでなければ奨励金の対象となりません。
工場等増設奨励金	既存工場等の増設※3又は建替え※4対象	1. 対象企業 中小企業者 2. 対象業種 工場等新設奨励金と同じ 3. 固定資産取得費用※2 1億円以上あること 4. 延床面積の増加 増設又は建替え後の工場等（福利厚生施設を除く）の延床面積が、従前と比べて20%以上増加 ※増設・建替えともに、新たに増加した部分のみを対象とする。 5. その他 高度先端産業立地促進奨励金、愛知県21世紀高度先端産業立地促進補助金の交付を受けていないこと	工場等新設奨励金と同じ（限度額単年度1億円）

名称	対象	主な要件	奨励内容
高度先端産業立地促進奨励金	高度かつ先端的な技術を利用する物品の製造を行う工場等の新設、増設	1. 対象企業 中小企業者 2. 固定資産取得費用※2 2億円以上あること（土地を除く） 3. 新規雇用 常用雇用者※5を5人以上増加 ただし、省人化に係る要件緩和措置あり 4. その他 同一事業所内で過去に高度先端産業立地促進奨励金、愛知県 21 世紀高度先端産業立地促進補助金の交付を受けていないこと	【新設、増設】 土地を除く固定資産取得費用の 10%（みなし大企業※6 は 8%）を交付（限度額 1 対象 10 億円） 【設備更新】 既存工場等内における機械及び装置一新に係る固定資産取得費用の 5%（みなし大企業は 4%）を交付（限度額 1 対象 10 億円）
立地環境整備	大規模開発事業者	工業地域、工業専用地域及び市街化調整区域内での大規模な産業用地（50,000 m ² 以上）の開発	市長が必要と認める場合、予算の範囲内において、道路、排水路等の公共施設について整備に努める

※1 「新設」とは、市内に工場等を有しない企業が工場等を設置すること又は市内に工場等を有する企業が既存の工場等の敷地と一団でない土地に新たに工場等を設置することをいいます。

※2 「固定資産取得費用」及び「固定資産税・都市計画税相当額」の対象となる固定資産には、固定資産税の課税標準の特例（地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条）の適用を受ける資産は含まれません。

※3 「増設」とは、既存の工場等の敷地若しくはその敷地と一団の土地に工場等を設置することをいいます。

※4 「建替え」とは、既存の工場等を廃止し、その敷地若しくはその敷地と一団の土地に工場等を設置することをいいます。

※5 「常用雇用者」とは、労働基準法の規定に基づく解雇の予告を必要な者をいいます。

※6 みなし大企業 次に掲げるいずれかに該当する企業をいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している者

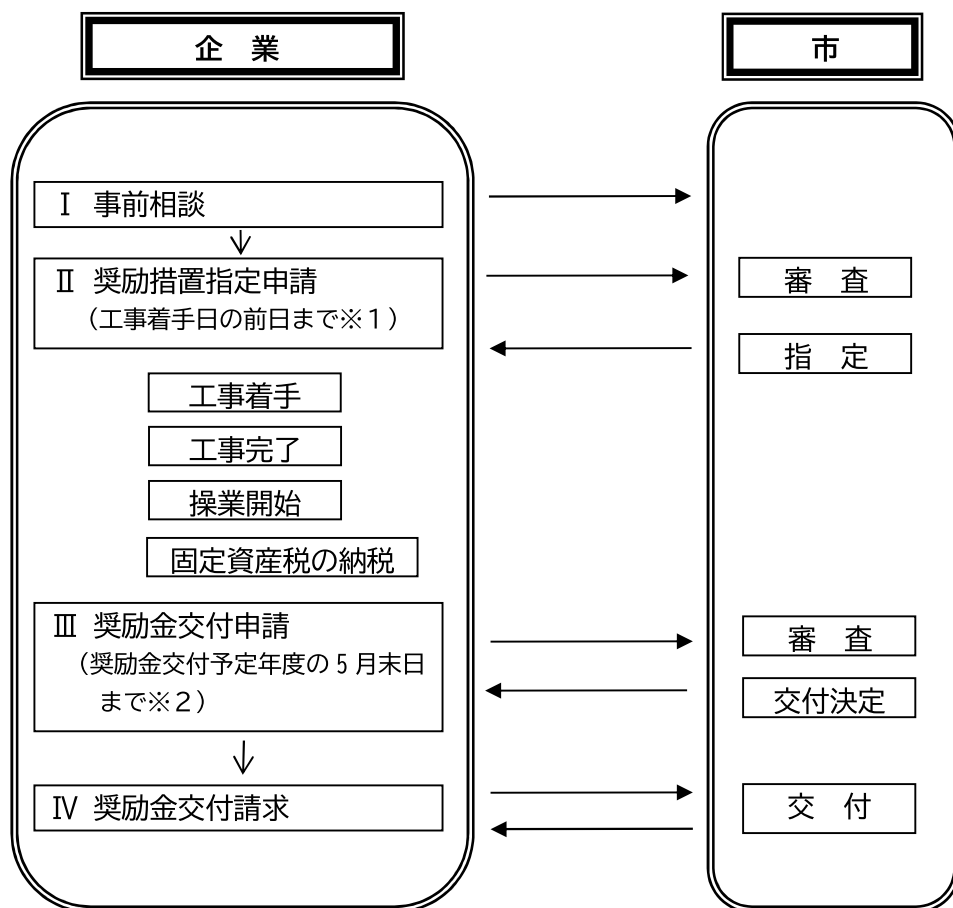
イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している者

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 2 分の 1 以上を占めている者

エ 発行済株式の総数又は出資価格の総額をアからウまでのいずれかに該当する者が所有している者

オ アからウまでのいずれかに該当する者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている者

2. 奨励金交付までの流れ



※1 高度先端産業立地促進奨励金の場合は工事着手日の60日前までに

※2 高度先端産業立地促進奨励金の場合は操業日から起算して1年を経過した日の前日までに

備考

- (1) 奨励金の交付を受けようとする企業は、事前に指定を受けなければなりません。
- (2) 指定に必要な条件を市長が付けることがあります。
- (3) 奨励金の交付時期は次のとおりです。
 - ・工場等新設奨励金、工場等増設奨励金：固定資産税の各課税年度の翌年度
 - ・高度先端産業立地促進奨励金：交付申請日の属する年度

◆◆◆お問い合わせ◆◆◆

知多市役所 環境経済部 商工振興課
〒478-8601 愛知県知多市緑町1番地
TEL (0562) 36-2663
FAX (0562) 32-1010
ホームページ <http://www.city.chita.lg.jp>
E-mail shoukou@city.chita.lg.jp